平成２１年（フ）第３８９号
新潟県新潟市北区早通北５丁目１番32―13号
債務者　須貝美江子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０５号
静岡県三島市寿町８－７　セピア大庭201号室、住民票上の住所静岡県三島市萩720番地の６
債務者　安部　優太
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７０号
名古屋市西区八筋町328番地
債務者　伊藤　留美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１０号
滋賀県彦根市彦富町348番地23
債務者　石原あおい
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１３８号
滋賀県近江八幡市北之庄町836番地３
債務者　武尾工業こと　武尾　祐知
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１５１号
滋賀県愛知郡愛荘町市920番地10
債務者　青木　義洋
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１５６号
滋賀県東近江市五個荘山本町142番地36
債務者　境　喜代美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１５８号
滋賀県東近江市宮川町662番地104
債務者　宮本　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１５９号
滋賀県東近江市宮川町662番地104
債務者　宮本恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１６２号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上2911番地
債務者　谷﨑　義則
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１６７号
滋賀県東近江市五個荘竜田町700番地６
債務者　寺村まなみ
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１７３号
滋賀県彦根市芹川町1473番地１彦根芹川社宅２棟202号室
債務者　水尾小百合（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第８８８号
神戸市中央区山本通２丁目７番14―307号
債務者　和田　正一
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４９号
神戸市灘区桜口町５丁目１番８―505号　藤澤トシ子方、住民票上の住所神戸市東灘区御影塚町２丁目27番18―303号
債務者　藤澤　幸治
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５０号
神戸市灘区桜口町５丁目１番８―505号
債務者　藤澤トシ子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５６号
兵庫県三木市大塚224番地エビスマンション208号
債務者　小倉ひろみ
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―503号
債務者　川口　利佳
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係